

伊勢茶トレーサビリティ管理システム要件定義書

平成 28 年 1 月 12 日

三重茶農業協同組合 総務部 総務課

目次

1. はじめに.....	3
(1) システム導入の基本方針.....	3
(2) ターゲット.....	3
(3) 本業務に関する基本条件.....	3
2. 業務概要.....	6
(4) システムの概観.....	6
(5) システムの業務範囲.....	8
(6) システムの前提条件.....	8
3. システム要件.....	9
(7) システム要件.....	9
(8) データ要件.....	9
(9) ユーザインタフェース要件.....	10
(10) バックアップ要件.....	10
(11) 職員要望対応要件.....	10
4. 品質要件.....	10
(12) 性能要件.....	10
5. 技術要件.....	10
(13) ハードウェア要件.....	10
(14) ソフトウェア要件.....	10
6. セキュリティ要件.....	11
7. 研修要件.....	11
(15) システム管理者への研修.....	11
(16) 生産者への研修.....	11
8. 保守要件.....	11
9. その他の要件.....	12
(17) 幹旋システムとのデータ連携に関する要件.....	12
(18) オプション提案要件.....	12

1. はじめに

「伊勢茶トレーサビリティ管理システム要件定義書」は伊勢茶トレーサビリティ管理システム(以下、「本システム」という)で実現すべき具体的な機能及び制限事項等の前提条件を定義するものである。

なお、本書は公募型プロポーザルにおいて、提案者が提案を行うための前提条件を規定したものである。本事業の委託契約に係る仕様書については、本公募型プロポーザルにおける提案内容を踏まえ、委託事業者との協議により別途定めることに留意すること。

(1) システム導入の基本方針

本システムの導入に向けた基本方針は以下のとおりである。

(ア) 生産者に対して生産履歴情報の管理を小コストで管理できるシステムを提供する。

本システムで、生産履歴情報の管理機能を提供することにより、より安全で質の高い茶葉が生産できるようになる。

(イ) 現在稼働している幹旋システムと連動することにより、幹旋情報と生産履歴情報のシームレスな連携を目指す。双方のシステムを連携することにより、生産履歴登録から発行までの手間を軽減し、スピーディな履歴情報の公開が可能となる。

(ウ) 本システムへ情報を入力することにより、JGAP に必要な書類が出力できるようにする。申請時の資料を作製することは非常に労力を要するが、日々の生産作業の中で情報を随時登録することにより、申請時の手間を省力化につながり、結果として申請が行いやすくなる。JGAP 取得生産者の増加を目指す。

(2) ターゲット

(ア) 生産者

(イ) 加工業者

(ウ) 団体(三重茶農業協同組合)

(3) 本業務に関する基本条件

(ア) 統括業務管理者

委託事業者は、業務実施計画の立案、工程管理及び品質管理を統括するものとして統括業務管理者(以下「管理者」という。)を選任しなければならない。管理者は十分な実務

経験を有するものとし、原則として本業務の完了まで変更しないこと。

(イ) 履行期間

契約日から平成28年3月20日

※ただし、本システムは5年以上の利用継続を予定している。

(ウ) 本稼働日

平成28年3月15日

(エ) 完了検査

委託事業者は本稼働前に、管理者立会いの上、当団体の業務監督員(以下「監督員」という。)の検査を受けるものとする。また、監督員により修正等の指示があった場合は、速やかに必要な作業を行い、再検査を受けるものとする。

(オ) 瑕疵

引き渡し後1年間を瑕疵担保責任期間とし、期間内に成果品に瑕疵が発見された場合には、監督員の指示に従い、委託事業者の責任において必要な修正及び補正を行うものとする。なお、瑕疵の判断について疑義が生じたときは、速やかに当団体と委託事業者で協議を行い、疑義を解消するものとする。

(カ) 疑義に対する取扱い

本要件定義書に記載のない事項、業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、当団体と委託事業者が協議して定めるものとする。

(キ) 個人情報保護

委託事業者は、本業務において個人情報を取り扱う場合には、監督員に申請を行った後、関係法令及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、当団体が求める場合には、個人情報の管理状態を報告すること。

(ク) 成果品

(ア) ハードウェア、ソフトウェア

ハードウェア(設置工事等を含む)

プロダクトソフトウェア(OS、パッケージなど)

カスタマイズソフトウェア一式

(イ) ドキュメント

サイト設計書、データベース設計書、その他必要処理 等 一式

形態は、光学メディア(正・副)

(ケ) 成果品の著作権等

委託事業者が本業務で得た成果物及び中間成果物の権利は、三重県に帰属するものとする。また、委託事業者は三重県の許可なく複製・貸与・公表等してはならない。

(コ) 機密保持

委託事業者は、本業務により知り得たすべての情報(事項)を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(サ) 貸与資料

当団体は本業務を実施するにあたって、必要な書類を委託事業者へ貸与する。

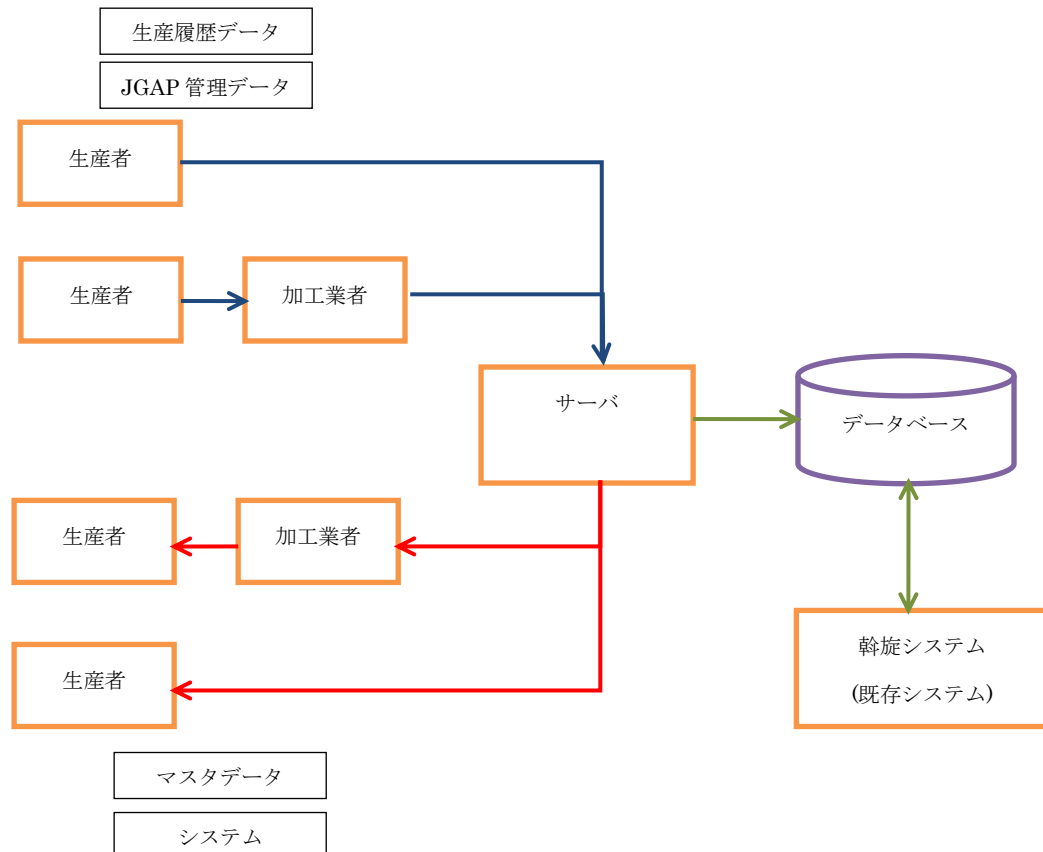
(シ) 貸与(提供)資料の取り扱い

委託事業者は、業務遂行にあたって当団体から貸与された資料について、契約に基づき細心の注意をもって取り扱わなければならない。また、当団体の資料に関する照会及び返却に対し迅速に対応する事。

2. 業務概要

(4) システムの概観

本システム導入で対象となるシステムの概観を以下に示す。



データの受け渡しは、インターネット経由または USB との外部デバイスで行う。

(5) システムの概要

(ア) データ授受について

インターネット回線がある生産者・加工業者はインターネット経由でデータの授受が行えること。

(イ) データ入力について

Windows パソコン 及び スマートフォンでの入力が行えること。

※スマートフォンでの入力については、生産現場で入力可能な簡易的なものでよい。

スマートフォンで入力を行った場合は、入力時の位置情報が記録できるとよい。

(ウ) JGAP 管理項目について

項目によって テキスト・画像・外部ファイルでの管理が行えるようにすること。

(エ) 導入時の作業について

システム初期導入時、パソコン交換時などシンプルな操作でシステムの移行が行えるように設計する事。

(オ) 他システムへの影響について

現在使用中のパソコンへ導入することが基本となるため、他システムやOS(Windows)への影響を極力減らすように設計する事。

※ミドルウェアや OS のパッチ適用状況になるべく影響しないような設計をする事。

(カ) プログラムの配信について

インターネット経由及び USB メモリ等の外部メディア経由で配信が可能なこと。

また、更新作業については利用者の手間を極力減らすものとする。

(キ) マスタデータの配信について

インターネット経由及び USB メモリ等の外部メディア経由で配信が可能なこと。更新されたデータについては、半自動的に取り込みを行えるようにすること。

(ク) オフラインでの配信について

プログラム及びマスタデータの配信については、一時配布元からだけではなく中間の利用者端末でも配布用 USB メモリを作成できるようにすること。

(6) システムの業務範囲

- (ア) 作業内容、農薬散布情報等の生産履歴管理
- (イ) 器具・圃場等の資機材管理
- (ウ) JGAP 申請に必要な項目の管理
- (エ) 既幹旋システムとの連携

(7) システムの前提条件

(ア) システム動作環境

ハードウェアについては、システムに必要な性能・拡張性・信頼性が高い構成とすること。
設置場所は当団体事務所内とする。

(ア) サーバ要件

予定される利用者数に見合う性能と、障害等を考慮した冗長化対策等を施すこと。
構築期間中のハードウェア障害等、システム全体の保証は受託業者が負うこと。

(イ) クライアント要件

本システムを利用する端末は、Windows7 以降の OS を搭載したパソコン、ブラウザ
を搭載したスマートフォンを想定する。

(ウ) 機器設置

導入するすべての機器の据え付け、調整を行い、必要な設定を実施したうえで全体
が動作することを確認する事。

(エ) 既存ハードウェアへの導入について

既に設置済みのパソコン等に導入する場合を想定して、極力OSに影響の少ない手
法にてシステムを構築する事。

3. システム要件

(8) システム要件

本システムにおける機能要件について基本的な考え方を以下に示す。なお詳細な要件については、開発工程において受託業者と協議の上決定を行う。

ア 機能要件

(ア) 機能要件

本システムの利用条件(利用者数、利用時間帯)を考慮し、利用のピーク時においても安定的なレスポンスを確保する事。システムの利用時間は、原則として 24 時間 365 日とする。

(イ) 機能一覧

別紙2に示す機能を備えること。

(9) データ要件

(ア) 対象情報・データ

本システムでは、以下のデータについて管理が可能な事。

- ・生産者情報
- ・加工工場情報
- ・生産資源情報(作業器具、農薬 等)
- ・生産履歴情報(実施作業、散布農薬 等)
- ・幹旋データとの紐付け情報(既存システムとの連携情報)
- ・農薬情報 等

(イ) 情報・データの整理

受託事業者は、データベースに蓄積される情報の内容を分類し、整理する事。

(ウ) 入力データの妥当性情報

データ入力において、適切なデータ以外はデータベースに格納しないようにすること。適切なデータ以外とは以下のようなデータを想定する。

- ・クロスサイトスクリプティング(XSS)となるデータ
- ・SQL インジェクションとなるデータ
- ・許可しない文字(機種依存文字、特殊文字 等)データ
- ・入力可能な文字数及び入力形式以外のデータ

(エ) データの引き渡しについて

受託事業者は、当団体よりデータの引き渡しの指示があった場合には、速やかに一般的に読み込み可能なデータ形式にてデータ提供をすること。また、契約期間終了時も同様に対応する事。

(10) ユーザインタフェース要件

あらゆるものが利用対象者となる事から、ユニバーサルデザインに配慮した操作性を有する事。

(11) バックアップ要件

障害対応等に備え、必要なバックアップを行う事。

(12) 職員要望対応要件

システム稼働後も、軽微な改修については行う事。

4. 品質要件

(13) 性能要件

本システムでは以下の性能を確保する事。なお、お茶の生産時期・天候等の状況によってアクセスが集中する場合あることを考慮する事。

5. 技術要件

(14) ハードウェア要件

本書記載の要件を満たす最適かつ合理的で費用対効果の優れたハードウェア構成(搭載するソフトウェアおよびネットワーク構成を含む)を構築する事。

(15) ソフトウェア要件

(ア) ソフトウェア構成

(ア) 汎用的な製品での動作

汎用的な複数の製品(サーバ、OS)でソフトウェアが動作できること。なお、スマートフォン用サブシステムについては広く一般的なブラウザにおいて動作するように構築するものとする。また、公開時点でプリインストールされている最新のブラウザでの動作を保証する事。

(イ) 安全性等の確保

導入するソフトウェアは、安定性及び安全性が十二分に認められたものとする事。

また、本システム運用開始後のバージョンアップ実施時に、業務への影響が生じないよう構築する事。

(ウ) パッケージソフトウェアの導入について

パッケージソフトウェアを導入する場合は、サポートが受けられる製品もしくは、オープンソース等で改修が可能な製品とする事。

6. セキュリティ要件

以下に留意し、厳重なセキュリティ管理を確保する事。

- ① 各種ソフトウェアには安定した最新のセキュリティパッチを適用するよう設計する事。
- ② サーバにウイルス対策を行う事。
- ③ ソフトウェア等に不正アクセス対策を施すこと。
- ④ 改竄された場合、速やかに復旧作業が行えること。
- ⑤ 利用者に応じたアクセス権限による制御が可能である事。また、アクセス権限及び設定状況の確認はシステム管理者のみが行えること。

7. 研修要件

(16) システム管理者への研修

内容は概ね次の通りとし、会場及び必要な機材は当団体が準備する。

- ・時間 2時間×3回
- ・内容 システム管理者としての設定・利用方法
生産者としての設定・利用方法
マスタデータの更新・配布方法
- ・場所 当団体が指定する会場

(17) 生産者への研修

生産者への研修は当団体が行うものとし、委託事業者は立ち合いを行う事。

適宜、説明等は行ってもらうものとする。

時間・回数については、別途協議の上決定する。

8. 保守要件

具体的な作業範囲・作業分担については、別途協議の上決定する。

(1) 概要

運営にあたり、必要な機器全てを対象とし、次の保守を実施する事。

① 定期保守

定期的にメンテナンスを実施し、必要に応じて機器交換を行う。

② 緊急保守

障害発生時に調査・分析、修正、修理、機器交換等の復旧作業を行う。

(2) 保守体制

次の体制をとる事

① 保守担当責任者を定め、組合との連絡・調整にあたる事。

② 組合から保守担当責任者へ連絡が可能な体制とすること。

③ システムダウン等の重度の障害が発生した場合は、直ちに駆けつけ一次対応に着手する事。

9. その他の要件

(18) 幹旋システムとのデータ連携に関する要件

現在稼働している幹旋システムとの連携において、外部ファイル等を経由せずデータベース上でシームレスに連携を行えるように設計する事。

幹旋システム データベース:Oracle11g

(19) オプション提案要件

その他、本事業及び本システムに有効と考えられる提案がある場合は、その具体的内容を提案する事。その際にはオプション提案であることを判別できるよう、「オプション提案」と必ず標記する事。

(別紙1)個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 託事業者は、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受託事業者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受託事業者は、本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受託事業者は、本業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん・滅失・損傷・漏えい等があった場合には、当市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受託事業者は、本業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、当市の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。